

大町市 保育所等利用調整基準

保育所等の各年齢において、受け入れ定員を上回る保育の利用申し込みがあった場合は、以下により優先順位を決定し、優先順位の高い児童から入所を決定する。

【優先順位の決定方法】

父、母それぞれについて、当てはまる基本指数の中で一番高いものを決定し、父と母の指数を比較しより低い指数を基準指数とする。基準指数に調整指数を加えたものを利用調整における指数とし、指数が高いほど優先順位が高いものとする。

(1)基本指数

入園の要件	内容	点数
就労	月160時間以上就労している者	20
	月140時間以上160時間未満就労している者	19
	月120時間以上140時間未満就労している者	18
	月100時間以上120時間未満就労している者	17
	月80時間以上100時間未満就労している者	16
	月60時間以上80時間未満就労している者	15
	自営業や農業などで、添付種類の提出が無い場合	7
求職活動 起業準備	求職活動を継続して行っている、起業に向けた準備を行っている	7
妊娠・出産	入園月時点で産前3か月～産後3か月	20
育児休業中の 継続利用	育児休業取得時に既に保育園等を利用している児童で(3歳児クラス以上に限る)、継続利用が必要であること	7
家庭保育	3歳未満の子供を家庭で保育している(3歳以上児の入園に適用)	5
保護者の 疾病・障害	おおむね1か月以上の入院	20
	おおむね1か月以上常時臥床の状態 または要介護度4・5	19
	通院加療を行い、常に安静を要する または要介護度3	16
	通院加療を要し、おおむね半月以上の安静を要する 要介護度2	15
	その他	7
同居の親族の 介護	同居親族が1か月以上入院し、付き添いをしている	15
	おおむね半月以上、障がい児の介護、通園、通学、通院にあたっている	10
	常時、同居親族の長期療養の看護、介護を要する	7
災害復旧等	火災、風水害等の被害に遭い、その復旧にあたっている	20
就学	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	※1
虐待・DV等	福祉事務所等の関係機関に相談を行っているもの 保育の必要性和緊急性が高いと認められるもの	20
その他	保護者が大町市内の保育所等(※2)で月の就労時間が120時間以上の保育士等(※3)として就労しているまたはその予定がある場合	19

※1 就学については就労の指数を準用する

※2 大町市内に所在する保育園、認定こども園、家庭的保育事業所、認可外保育施設等

※3 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、小学校教諭、養護教諭等

(2)調整指数

ひとり親家庭(離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等)	10
生活保護法による被保護世帯	7
兄弟姉妹入所(既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合)	7
兄弟姉妹入所(兄弟姉妹を同時に申し込む場合)	5
地域型保育事業施設の卒園児	5
育児休業明けである	5
福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施が望ましいと認められる	5

(3)点数の合計が同一の場合の優先度

1 兄弟姉妹が既に入所している世帯
2 基本指数が高い世帯
3 養育している子どもが多い世帯
4 市町村民税額が低い世帯
5 市税等の滞納が無い世帯